令和4年度

第1回羽曳野市都市計画審議会

議 事 録

日 時 令和4年7月25日(月)

午後3時30分から午後4時15分まで

場 所 羽曳野市誉田4丁目1番1号

羽曳野市役所 別館2階研修室

令和4年度第1回羽曳野市都市計画審議会

- ○日 時 令和4年7月25日(月)午後3時30分から午後4時15分まで
- ○場 所 羽曳野市役所 別館2階研修室

○議 事

議決事項

議案第1号 南部大阪都市計画下水道の変更について (羽曳野市決定)

意見聴取

議案第2号 特定生産緑地の指定について (生産緑地法第10条の2第3項の規定による意見聴取)

○審議会委員 (敬称略)

出席者 井上 隆晴、京谷 理史、西堀 泰英

大坪 正尚、黒川 実、金銅 宏親、笹井 喜世子、外園 康裕

木村 真知子、唐原 健太郎、中川 哲男、平野 正治、山本 正明

江口 泰祐 (※勝部 信彦の代理委員)、宍戸 英明、曽我部 浩治

村田 明彦

欠席者 原 誠、ペリー 史子

○傍聴者 なし

会議内容

1 開会

(事務局)

- ・委員総数 19 名中 17 名出席(委員総数の 2 分の 1 以上)のため、羽曳野市都市計画審議会条例(以下「条例」という。)第 5 条第 2 項の規定により、審議会成立。
- ・委員の紹介及び欠席委員の報告

2-(1) 会長選出

- ・立候補者なし。
- ・委員より、前会長であるペリー委員を推薦。委員全員が異議なし。 ペリー委員は欠席であったため、その場で電話にて意思確認。会長就任応諾。
- ・会長はペリー委員に決定。(条例第4条第1項)

2-(2) 副会長指名

- ・会長に副会長の指名を依頼。西堀委員を副会長に指名。(条例第4条第3項)
- ・西堀新副会長よりあいさつ

3 市長あいさつ

・山入端市長よりあいさつ あいさつ後、市長は公務のため退席。

4 傍聴についての報告

(事務局)

・7月12日にウェブページにて、本審議会が傍聴可能であることを周知した旨を報告。

5 議案審議

・条例第5条第1項及び条例第4条第4項の規定により、西堀副会長が議長となり、議事を進行。

議案第1号

南部大阪都市計画下水道の変更(羽曳野市決定)

○議案説明

(事務局)

令和4年度第1回都市計画審議会議事録

・下水道について説明

下水道について及び本市下水道計画の概要説明

・都市計画法における下水道について

下水道は都市計画法第 11 条における都市施設であり、都市計画決定する場合には施設の種類・位置及び区域などを定めることとされ、さらに『排水区域』も定めるよう努めるものとされており、この規定に基づき、排水区域も定めている。

・今回の都市計画変更の内容及び理由の説明

羽曳野市大和川下流東部流域関連公共下水道について、区域の排水区域面積を約628haから約632haへ拡大することに伴う都市計画変更。

排水区域外において、開発事業者等が自ら既設の公共下水道へ接続工事を行い、区域外流入を行っている区域について新たに排水区域に編入する。

・都市計画変更以前についての補足

今回の変更箇所は、大阪府と協議の上、区域外流入の許可を受け暫定的に排水処理 をしており、許可期間が終わる前に排水区域に編入するもの。

・本審議会前までの都市計画変更の手続き流れを報告

大阪府知事との協議を行い、令和4年2月28日に終了。(都市計画法第19条第3項) 令和4年3月30日から4月12日の2週間、変更案の縦覧を行った。意見書の提出 はなかった。(同法第17条第1項)

○議決事項に対する事前質問への説明

(委員からの事前質問)

・今回、下水道の排水区域を拡大するというものだが、変更されているところはすでに 商業施設などが整備されている。本来ならば、都市計画変更を行ったうえで、下水道 整備を行うべきものと認識していたが、今回の区域拡大の手続きが整備後となった経 緯はなにか。

(事務局)

・本来、公共下水道の整備は先に都市計画変更を行った後に、整備を行うべきものではあるが、良好な都市環境の整備促進と公共用水域の水質保全を図るという観点から、今回の箇所については、大阪府と協議の上、区域外流入の許可を受け、開発事業者等が自ら排水施設等の整備を行い暫定的に排水処理をしていた。しかし、許可期間が5年となっており、今回の変更により排水区域に編入することで、本来の形となるようにするものである。

○質疑応答

(副会長)

他に質疑等ないか。

(委員全員)

質疑等なし。

(副会長)

質疑等なければ、本議案について評決に入る。議案第1号「南部大阪都市計画下水道 の変更」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(委員全員)

異議なし。

○議決

・第1号議案について、異議なしと認め、原案どおり可決する。

議案第2号

特定生産緑地の指定について(生産緑地法第10条の2第3項の規定による意見聴取)

○議案説明

(事務局)

- ・生産緑地地区及び生産緑地、特定生産緑地について 定義、制度、指定から30年経過前後の生産緑地、特定生産緑地の共通点・相違点
- ・特定生産緑地に指定しようとする理由について 指定から 30 年を経過する生産緑地は、買取申出がいつでも可能となることにより、 都市計画上、不安定な状態に置かれることとなる。そのため、特定生産緑地に指定 することにより、買取申出がいつでも可能となる期日である申出基準日を 10 年延長 し、引き続き生産緑地を都市計画上安定した状態に保つ。
- ・特定生産緑地に指定する基準について
- ・特定生産緑地の指定申請状況について 対象の生産緑地は、令和4年度及び令和5年度に指定から30年を迎える生産緑地 指定告示済み・指定意向あり(今回意見聴取)の合計…約30.9ha・440筆 指定意向なし…約3.9ha・61筆
- ・今回特定生産緑地に指定を予定している生産緑地の耕作状況について 耕作中の事例紹介、休耕地の事例紹介及び対応について(営農計画書、農業委員会 による休耕地判断(荒廃地でない)、営農計画書に基づいた適切管理の適宜確認)
- ・本審議会で、特定生産緑地に指定することについて意見聴取する生産緑地について 指定意向あり…約 11.8ha・160 筆
 - 指定意向なし…3.2ha・47 筆(指定基準に適合しているものに限る)
 - ※指定意向なしについても、申出基準日までに、相続等のやむを得ない理由で申請 相談があった場合に備え、今回、念のため意見聴取を行う。

・手続きの今後の流れについて

特定生産緑地の指定を申出基準日までに行う。(生産緑地法第10条の2第2項) その後、指定告示及び利害関係人への通知を行う。(同法同条第4項)

○報告事項に対する事前質問への説明

(委員からの事前質問)

・前回、令和3年度第3回都市計画審議会開催(書面開催)時の資料では、令和4年 1月27日時点で未提出が24%(122筆・約8.63ha)となっていたが、現時点での進 捗状況と取り組みはどのようになっているのか。

(事務局)

- ・申請受付期間における意向確認方法について 指定を希望する場合は申請書の提出、希望されない場合はその旨を申出 申請のあった生産緑地から順に都市計画審議会に諮り、過去3回、指定告示済み
- ・これまでの都市計画審議会で報告していた「未提出」の内訳 「未申請・未届の生産緑地(指定意向の有無は決定)」及び「意向の確認ができて いない生産緑地(指定意向が未決定、又は所有者と連絡が取れていない)」の合計
- ・これまでの都市計画審議会報告時の未提出割合の推移令和2年11月末:約80%、令和3年7月末:約50%、令和4年1月27日:24%
- ・現時点までの取り組み及び進捗状況 受付期限までに、周知文や勧奨通知の送付・所有者やご家族に電話連絡や訪問等 を行い、対象の全ての生産緑地の指定意向を確認。意向のある方は申請済み。

○質疑応答

(委員)

私は他市の都市計画審議会の委員にも参画させて頂いているが、全ての100%の意向把握をされているのは、他市と比べて、非常にそこは足で稼ぎながらも頑張っていただいたのかなと思う。

質問として、指定意向のない生産緑地が 3.9ha で、指定意向がないものの指定基準適合している生産緑地が 3.2ha と説明があったが、差の 0.7ha はどんな状況なのか。もう一つ、休耕地について、今回特定生産緑地に指定意向がある生産緑地、11.8ha のうち、どれぐらいが休耕地と確認できたのか。

(事務局)

一つ目の質問について、まず指定図(案)については、平成4年と平成5年以降に指定した生産緑地は対象外のため空白に含んでいる。差の0.7 haについては、休耕地にもあたらない荒れ果てている状態の土地と、すでに主たる従事者の死亡や故障をもって買取申出をされているために引き続き耕作の目的に供されると見込まれない土地で、

令和4年度第1回都市計画審議会議事録

いずれも特定生産緑地に指定することがないため意見聴取の対象としていない。

二つ目の質問について、今回特定生産緑地に指定意向がある生産緑地では、事例でお示しした4地区(6筆)、約0.4ha(11.8ha中の約3.4%)が該当。

前回審議会では2地区(2筆)、約0.1ha、前々回審議会では1地区(1筆)、約0.07haの休耕地を指定した。【全体30.9ha中の計0.87ha、約2.8%】

(副会長)

他に質疑等ないか。

(委員)

買取申出があった場合、行政側としては買い取るのはどれぐらいの割合であるのか。

(事務局)

買取申出がされた場合に買い取った事例はない。しかし、買取申出をきっかけにする ものではないが、生産緑地を公共のために取得した事例はあり、令和2年にあおぞら 保育園の園庭拡大のために、生産緑地を社会福祉協議会が取得している例などがある。

(副会長)

他に質疑等ないか。

(委員全員)

質疑等なし。

(副会長)

特に反対の意見がなければ、議案第2号「特定生産緑地の指定について」、本審議会と しては「意見なし」とすることに異議はないか。

(委員全員)

異議なし。

○意見聴取結果

・今回指定する特定生産緑地については意見なし。

5 閉会